

# 商船学科に合格された方へ

## —身体基準に関する大切なお知らせ—

令和7年2月

商船学科長

合格おめでとうございます。商船学科に入学されてから卒業に至るまでの間、留意していただきたい大切なお知らせがあります。

商船学科を卒業するためには、合計1年間の大型練習船実習を行わなければなりません。この実習を行える条件として、船員になるための要件や練習船での安全確保等の理由から、本校の学生募集要項に記載のある身体基準を必ず満たす必要があります。以下に学生募集要項の身体基準を再度示しますのでご確認ください。

### 学生募集要項の身体基準（商船学科のみ）

#### 1. 視力、色覚、聴力、体格について（令和7年度 学生募集要項 21・22 ページ）

視力	視力（矯正視力を含む）が両眼ともにC(0.5)以上であること
色覚	色覚に異常を有しないこと※
聴力	5m以上の距離で、話声語を弁別できること
体格	四肢の異常、運動機能障害等、船舶職員として勤務に支障がないこと

※色覚について、合格者の皆さんは石原式色覚検査表国際版で正常を確認済、またはパネルD-15を使用した検査に合格しているはずです。

#### 2. 大型練習船に乗る為の条件（令和7年度 学生募集要項 26 ページ）

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」（裏面参照）に記載された項目に該当しないこと（不合格とならないこと）。

裏面の「身体検査合格標準表」で不合格となる項目として「実習に適さないと認められる者」、「実習訓練が困難と認められる者」等々記されていますが、精神の機能の障害や薬の副作用などが理由となることがあります。

上記にかかわらず、何らかの障害がある、または障害の恐れがある場合は、必ず入学手続き前にご相談ください。

相談先 〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号  
鳥羽商船高等専門学校 学生課 教務係  
電話 (0599) 25-8404

参考資料

独立行政法人海技教育機構「身体検査合格標準表」

(独立行政法人海技教育機構航海訓練科規程 第3条の規定により、船員法施行規則 第二号表(第五十五条関係)による。)

次の各号のいずれかに該当する者は不合格とする。

1. 船員法第八十一条第三項第一号の伝染病として下記のいずれかにかかっている者  
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、ウエストナイル熱、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、サル痘、ジカウイルス感染症、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、マラリア、野兔病、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、アマーバ赤痢、急性ウイルス性肝炎、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、梅毒、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、同法第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症
2. 視覚機能、言語機能又は精神の機能の障害により実習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患にかかっている者で船内において治療の見込みがなく、かつ、実習に適さないと認められる者  
各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重症ぜんそくその他の疾患
4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達しない者
  - (1) 視力(万国視力表により検査した視力で矯正視力を含む。)  
航海科は両眼共に0.5号、機関科は両眼で0.4号を明視しうること。
  - (2) 聴力  
両耳で、5メートル以上の距離で話声を聴取できること。
  - (3) 握力  
男子の握力は、左右共に25キログラム以上、女子の握力は、左右共に17キログラム以上であること。
5. 色覚に異常を有する者
6. 運動機能の障害により実習訓練が困難と認められる者
7. 病後の衰弱により一定期間内の実習訓練が困難と認められる者